## 千葉市監查委員告示第5号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

令和6年3月29日

 千葉市監査委員
 宍
 倉
 輝
 雄

 同
 宮
 原
 清
 貴

 同
 米
 持
 克
 彦

 同
 白
 鳥
 誠

5千総総第1415号 令和6年3月21日

千葉市監査委員 宍 倉 輝 雄

宮原清貴様

同 米 持 克 彦

同 白鳥 誠

千葉市長 神 谷 俊 一

監査の結果に基づき講じた措置について(通知)

令和2年度監査報告第10号、令和3年度監査報告第9号、令和4年度監査報告第11号並びに令和5年度監査報告第7号及び第9号により報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

#### 報告書番号 2監査報告第10号

## 監査の種類 事務事業定期監査 (財務監査)

## 監査の結果(指摘事項)

## (3) 財産管理事務

# エ 物品の管理を適正に行うべきもの (中央区役所)

## (ア) 事案及び問題点

況を抽出して確認したところ、9点 (うち重要物品4点)のうち3点(う ち重要物品1点)が確認できず、ま た、2点が廃棄処分されているにも かかわらず、引き続き備品明細一覧 表に記録されていた。

なお、確認ができなかった物品の うち、重要物品については、監査期間 中に確認することができた。

#### (イ)原因

物品会計規則に基づき、会計室か ら年2回、備品の確認を求められて いるが、確認が十分に行われていな かった。

また、中央区役所は、令和元年度 に移転しており、移転時の物品管理 が不十分であったと考えられる。

#### (ウ) 指摘

物品の管理については、規則等に 基づき適正に行われたい。

#### (エ) 意見

本市においては、令和4年度末か ら新庁舎への移転が予定されている ことから、移転時に物品の紛失等が 生じることのないよう物品管理に万 全を期すことを要望する。

## 講じた措置

物品の管理については、物品会計規則に基 現地調査において、物品の管理状 | づき、備品明細一覧表の記載内容と使用状況 について照合を行い、相違があるものについ ては、令和5年8月までに修正や廃棄の手続 を行った。

## 報告書番号 3監査報告第9号

## 監査の種類 事務事業定期監査(行政監査)

## 監査の結果(指摘事項)

## (2) 指摘等

イ 物品の管理を適正に行うべきもの (こども未来局)

## (ア) 事案及び問題点

て、物品の管理状況を確認したとこ ろ、廃棄されているにもかかわらず、 引き続き備品明細一覧表に記録され たままになっていたものが多数見受 けられた。また、備品票が古く、備品 明細一覧表と照合することが困難な ものが散見された。

## (イ) 原因

物品会計規則に基づき、会計室か ら年2回、備品の確認を求められて いるが、確認が十分に行われていな かった。

## (ウ) 指摘

物品の管理については、規則等に 基づき適正に行われたい。

## 講じた措置

廃棄されているにもかかわらず、備品明細 こども未来局の現地調査におい一覧表に掲載されたままになっていた備品に ついては、不用決定手続を実施した。また、 所在不明であった一部の備品については、備 品明細一覧表と照合し、その所在を確認する とともに、それらに備品票が適切に貼付され ていることを確認した。

## 監査の結果(指摘事項)

#### (1) 支出事務

イ 適正な専決者により決裁を行うべき もの(総務局)

#### (ア) 事案及び問題点

千葉市決裁規程(平成4年千葉市訓令(甲)第1号)別表第1共通専決事項3財務に関する事項によると、補助金等の額の確定の専決者は、区長及び部長・担当部長・第一類の事業所の長(保健福祉センター所長を除く。)とされている。

しかしながら、千葉市職員資格取 得支援助成金及び千葉市職員通信教 育講座等受講支援助成金の額の確定 については、適正な専決者による決 裁が行われていない事例が見受けら れた。

#### (イ) 指摘

決裁に当たっては、規程に基づき 適正な専決者による意思決定を行わ れたい。

# ウ 請求書の修正について(総務局、市 民局)

## (ア) 事案及び問題点

「請求書の取扱いについて」(平成31年3月28日付け財政課長・会計室長通知)によると、支出命令者は決裁処理を行う際に、請求書(紙)の記載事項(請求日、請求者名、請求金額等)が修正されていないこと及び紙の請求書と電子データが一致していることを確認することとされている。

しかしながら、紙の請求書を確認 したところ、請求日が砂消しゴム等 で修正されているにもかかわらず、 当該請求書に基づく支出が完了して いる事例が見受けられた。

## 講じた措置

適正な専決者による決裁については、令和 5年12月25日付けで、総務局長から各所 属長に対して、適正な事務を行うよう通知を 行い、所属職員に対し周知徹底を図った。

また、所属においては、令和5年12月までに適正な決裁区分に是正し、以後、適正な 運用を行っている。

請求書の取扱いについては、令和5年12 月に、総務局長及び市民局長から各所属長に対して、適正な事務を行うよう通知を行い、 所属職員に対し周知徹底し、以後、適正な運 用を行っている。

## (イ) 指摘

請求書(紙)は、正当債権者が発行したものであり、正当債権者の意思が正しく表されたものでなければならないため、請求書の取扱いについては、通知に基づき適正に行われたい。

## (3) 財産管理事務

ア 債権管理台帳を整備すべきもの(経 済農政局)

## (ア) 事案及び問題点

千葉市債権管理条例(平成24年 千葉市条例第7号)第5条によると、 債権を適正に管理するため、規則で 定める事項を記載した台帳を整備し なければならないとされている。ま た、同条例施行規則(平成24年千葉 市規則第28号)第2条には、台帳に 記載する事項が定められている。

しかしながら、地方卸売市場使用 料等の債権管理台帳を確認したとこ ろ、複数の台帳を使用しており、規則 で定める事項が一元管理されていな い状態であった。

#### (イ) 指摘

債権管理を適正に行うため、必要 事項を明確に把握できる債権管理台 帳を整備されたい。 地方卸売市場における債権管理について は、令和5年12月1日付けで、千葉市地方 卸売市場使用料等の滞納に係る事務処理要 綱の改正を行い、千葉市債権管理条例施行規 則で定める事項を同要綱で規定し、債権管理 台帳の様式を整備した。

# 報告書番号 5監査報告第9号

# 監査の種類 事務事業定期監査(行政監査)

監査の結果(指摘事項)	講じた措置
(2)指摘等	
ア 公有財産台帳への登録を適正に行	
うべきもの (総務局)	
(ア) 事案及び問題点	公有財産台帳への記載については、令和5
公有財産台帳について、非常用井	年11月24日付けで、規則等に基づく所定
戸に係る記載内容を調査したとこ	の手続を行い、公有財産台帳への登録を完了
ろ、登録漏れが散見された。	した。
(イ) 指摘	
公有財産台帳への記載は、規則等	
に基づき適正に行われたい。	